

I 学卒求人を申込む前に

1 新規学卒者職業紹介年間スケジュール

学校区分 主要事項		中 学	高 校	大 学 等
求人申込及び求人活動期日	求人申込開始	6月1日以降	6月1日以降	2月1日以降
	求人票の返戻・公開	7月1日以降	7月1日以降	4月1日以降公示
	学校・安定所への求人連絡 (求人連絡開始)	7月1日以降 安定所が連絡する	7月1日以降 求人者が学校へ 送付する。	4月1日以降 求人者から各大学等へ送付
	学 校 訪 問 (求人活動開始)	7月1日以降 (ただし、安定所に求人申込みを行 った日以降で、事前に学校の了解 を得れば訪問可能です。)		
職場見学・推薦及び選考期日	応募前職場 見 学	7月1日以降 (ただし、安定所に求人申込みを行 った日以降で、学校から求人者に 見学を依頼する。)		○3月1日以降 広報活動開始 ○6月1日以降 採用選考活動開始 ○10月1日以降 採用内定開始 〔企業研究会・説明会につい ては、正常な学校教育環境 を確保するとともに、就職 活動の秩序維持を基本とし ます。〕
	推 薦 開 始	1月1日以降 (積雪地は12月 1日以降)	9月5日以降 (沖縄県8月30 日以降)	
	選 考 開 始	1月1日以降 (積雪地は12月 1日以降)	9月16日以降	
求人の有効期間		卒業年の6月末		卒業・修了年の3月末
		求人が充足した場合は、求人取消処理を行ないますので、 すみやかに管轄安定所にご連絡ください。		

○求人申込みと返戻（中学・高校）

6月1日から6月30日までに求人申込みをした場合、7月1日以降に返戻します。7月1日以降に求人申込みをした場合は順次返戻します。（お預りさせていただき、後日お返しさせていただく場合もあります。）

○複数応募（高校）

9月5日から9月30日までは、生徒1人・1社の応募・推薦、10月1日以降は生徒1人・2社まで応募・推薦ができることになっています。（P.11の申し合わせ参照）

2 学卒求人申込みに際しての遵守事項

重 要

◆募集の中止、募集人員の削減を行わない

新規学卒求人申込みに際しては、長期経営を視野に入れた採用計画に基づき、**学歴ごとに確実に採用できる求人数**での募集を行ってください。

「新規大卒等で採用したため新規高卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」ということや、「中途応募者を採用したため、新規学卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」ということはできません。

◆採用内定取消し、入職時期の繰下げを行わない

採用内定取消しや入職時期の繰下げは、その対象となった学生、生徒並びに家族に対し計り知れない衝撃と失望を与えることになる重大な問題です。

新規学卒者を、次代を担う職業人、社会人として育成していくことが、企業の社会的責務であることを深く認識していただき、的確な採用計画に基づいた募集、採用を行っていただくとともに、決してこのような事態に至らぬよう最大限の対策と努力を講じていただくようお願いいたします。

◆法律に基づく措置について

経済情勢の急激な変動等により、やむを得ず上記のような事態が生じた場合は、職業安定法施行規則第35条の2により、あらかじめ管轄の公共職業安定所等へ所定の様式により通知することが定められております。（詳細は管轄の公共職業安定所にお尋ねください。）

また、採用内定取消しを行った場合、職業安定法施行規則第17条の4により、下記①から④のいずれかに該当する場合は、その内容（企業名含む）を公表する場合がありますので、十分にご留意いただくようお願いいたします。

① 2年以上連続して行われたもの

② 同一年度内において10名以上の者に対して行われたもの

（対象者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く）

③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに行われたもの

④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの

- ・ 内定取消しの対象となった新規学校卒業者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
- ・ 内定取消しの対象となった新規学校卒業者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。

※公表の対象となった場合、次年度に新規学卒求人申込の際に、求人票「特記事項」欄にその行為の事実を明記する措置が講じられます。

3 新規学校卒業者と職業安定法上の職業紹介の取扱区分

(1) 新規学校卒業者とは

新規学校卒業者の職業紹介において、取り扱いの対象となる「新規学校卒業者」とは、学校教育法第1条の規定による中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、大学等、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校、特別支援学校にあっては、その中学部及び高等部です。）の新規学校卒業予定者であり、新規中学校及び新規高等学校卒業者に係る職業安定機関の援助の取り扱い期間は、卒業年の6月末までとし、新規大学等卒業者は卒業年の3月末までとします。

また、同法第125条の3の規定による専修学校卒業予定者並びに職業能力開発促進法第15条の7第1項各号に掲げる施設のうち高卒2年訓練課程の修了予定者についても必要な援助を行うものとし、援助の取扱期間はそれぞれ卒業年及び修了年の3月末までとします。

なお、船員職業安定法第6条1項に規定する船員として就職しようとする新規学校卒業者及びその他の法令により特別の採用方法が定められている職業（例えば、国家公務員、地方公務員、自衛隊員等）に就職しようとする新規学校卒業者は、「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれません。

ただし、上記に就職しようとする新規学校卒業者でも、選職に至るまでの間における職業指導の過程においては、当然その対象範囲に含まれるものであり、また、結果的に上記に就職することになった者であっても、他の職業に就く可能性が皆無となるまでは、対象範囲に含まれます。

(2) 新規学校卒業者の職業紹介における職業安定法上の取扱区分は

本県では、新規学校卒業者の職業紹介にあたっては、職業安定法の規定により、原則として次の方法により取扱っています。

○**中学校**…職業安定法第26条の規定にもとづき公共職業安定所が全面的に生徒の職業紹介を行っています。

○**高等学校**…職業安定法第27条の規定にもとづき公共職業安定所長が学校の長に業務の一部を分担させ、それにもとづき学校の長が生徒の職業紹介を行っています。

なお、業務分担の範囲は、おおむねつぎのとおりとなっています。

1. 求職申込みを受理すること。
2. 求人の申込みを受理し、かつ、その受理した求人の申込みを安定所に連絡すること。
3. 求職者を求人者に紹介すること。
4. 職業指導を行うこと。
5. 就職後の指導を行うこと。
6. 公共職業能力開発施設への入所のあっ旋を行うこと。

○**大学等**…職業安定法第33条の2の規定にもとづき学校の長が厚生労働大臣（都道府県労働局長）に届け出て、無料の職業紹介事業を行うもので、求人受理から就職あっ旋まで学校の長が行っています。

ハローワークの新規学校卒業者等に関する 職業紹介サービスのご利用に当たって

ハローワークにおいて新規学校卒業者等に関する職業紹介サービスを利用する際は、以下の事項にご留意ください。

全体版はこちらから→

※ハローワークインターネットサービスなどの個別のサービスについて、別途利用規約等への同意が必要である場合もありますので、各サービスの利用に際しては、個別に確認をお願いします。



1 事業所登録・求人申込み

- ハローワークへの学卒求人の申込みは、定められた期日から可能です。
- 事業所登録と求人申込みは、原則**事業所の所在地を管轄するハローワーク**で行ってください。
- ハローワークでは、原則としてすべての求人を受理しますが、**法令違反がある場合などには受理できないことがあります。**
- ハローワークは、申込み内容を確認する過程で、追加資料の提出、事業主の来所等を依頼することがありますので、ご対応ください。これらへの対応がなく、必要な確認がとれない場合、手続きが完了できず、事業所登録または求人登録ができないことがあります。
- **事業所情報と求人の内容は、最新かつ正確な内容**となるようにご注意ください。
- ハローワークの事業所登録と求人申込みの**必要項目を記載すると、職業安定法に定める明示すべき労働条件の明示を行ったこととなります。また、青少年雇用情報も記載をお願いいたします。**
- その他の記載上の注意事項や記載方法はハローワークが配布しているリーフレット等を参照してください。

2 求人の変更・取消し等

- 募集中の求人の応募・採用条件を狭めるような変更は、既に紹介されている新規学校卒業者等にとって不利益変更となる場合があるため、変更の必要性等についてハローワークより確認させていただく場合があります。
- **紹介済みの新規学校卒業者等には、変更前の応募・採用条件による対応をご検討ください。**
- 学卒求人の募集の取消しや、募集人員の削減を行う場合は、**所定の様式によりハローワーク及び高等学校等に求人票を送付している場合は当該学校に事前に通知**してください。
- ハローワークの紹介に限らず、**求人が充足した場合や、募集を取りやめる場合は、必ず、速やかにハローワークに求人の取消しの連絡**をしてください。

3 職業紹介

- ハローワークでは、新規学校卒業者等に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する新規学校卒業者等を紹介します。
社会経験が少ない**新規学校卒業者等にも伝わるよう、分かりやすい記載をお願いします。**
- 職業紹介は、紹介を希望する新規学校卒業者等が利用するハローワークが行います。そのため、求人事業所を管轄するハローワーク以外から連絡がある場合があります。なお、高卒求人の場合は、主に学校において生徒の就職指導等と併せて職業紹介が行われています。
- ハローワークでは、職業紹介を行うことに同意いただいた場合に紹介を行いますが、求人事業所の休日など、事前に連絡がつかない場合に、先に紹介を行うなどの対応をすることがあります。

4 採用選考に当たっての注意事項

- 新規中学校・高等学校卒業予定者の就職にかかる推薦・選考の開始期日等は、毎年関係機関において申し合わせていますので、この期日等を遵守してください。
- 新規大学等卒業予定者の採用活動の日程については、政府からの要請を遵守してください。
- **職務遂行上必要な適性・能力に基づいて採用選考を行うことが必要**です。
- 求職者等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じることが必要です。
- 採否結果後、応募書類を求人票に定めた方法で適切に返却または廃棄・削除してください。
- 採否結果は、採否等を決定後、速やかに応募者、ハローワーク及び高等学校等の学校からの応募の場合は高等学校等に対してご連絡ください。
- 使用者は**労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を、書面等の交付により明示**しなければなりません。
- 就職活動終了を強要することや、性的な言動等のハラスメント行為が起こらないようにしてください。

5 採用内定取消し及び入職時期繰下げ

- 採用内定取消し及び事業主都合の一方的な入職時期繰下げは、本人及びその家族に打撃を与えるだけでなく、合理的な理由が認められない採用内定取消しは無効になることもあります。
- **採用内定取消しを防止するためのあらゆる手段を講じるようお願いします。やむを得ず採用内定取消し等を行う場合は、ハローワーク及び学校に事前に連絡する必要があります。**
- 新規学校卒業者等の採用内定取消し等を行った場合、事業所名が公表されることがあります。

6 個人情報等の取扱い

- ハローワークでは、政府の行う無料の職業紹介事業として提供するサービスの円滑な運営その他厚生労働省職業安定局と人材開発統括官、都道府県労働局とハローワークが行う**業務の遂行に必要な範囲で、利用者の情報を収集し、保管、使用します。**
- 具体的な収集する情報の範囲、使用目的と使用する範囲、使用と提供の制限、安全確保の措置、適用範囲等は別途「プライバシーポリシー」を参照してください。



プライバシーポリシー

7 その他の留意事項

- 一部を除き、ハローワークインターネットサービス上の情報は、一定の要件の下で転載を可能としており、民間の求人情報サイト等で二次利用される可能性があります。募集条件が現状と異なる、または既に無効となった求人が引き続き掲載され続けるといった問題が生じた場合には、求人事業者は、職業安定法の規定により、当事者としてこれらの求人情報を掲載している事業者に対して、掲載の中止等を求めることができます。
- 新規中学校・高等学校卒業者について、家庭訪問による求人活動、保護者その他関係者に対する金品または利便の供与、求人票記載事項と矛盾する記載や誇大な表現、学校の事前の了解のない学校訪問は行わないでください。
- 求職者ではない企業等から営業活動の対象とされる可能性があります。特に、無料で求人を公開するとした事業者からの営業に応じたために、後日、多額の広告料金を請求されるといった悪質な事例も報告されていますので、十分ご注意ください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 ハローワーク

LL041001首03